

平成29年5月18日 招集

平成29年第2回

十勝環境複合事務組合議会（臨時会）

十勝環境複合事務組合議会事務局

目 次

議案第 5 号	工事請負契約に係る協定の議決変更について (十勝川流域下水道浄化センター 汚水処理施設共同整備施設新築工事)	· · · · · 1
---------	--	-------------

議案第 5 号

工事請負契約に係る協定の議決変更について

平成 28 年 5 月 16 日に議決を経た工事請負契約に係る協定（十勝川流域下水道浄化センター汚水処理施設共同整備施設新築工事）について、次のように変更する。

平成 29 年 5 月 18 日提出

十勝環境複合事務組合
組合長 米 沢 則 寿

第 3 項契約金額の事項中「1,085,910,000 円」を「1,187,550,000 円」に変更する。

(説 明)

十勝川流域下水道浄化センター汚水処理施設共同整備施設新築工事について、施設周辺外構工事の追加発注に伴い、契約金額を増額するため、議決の変更を経ようとするものである。

議案第5号参考資料

十勝川流域下水道浄化センター汚水処理施設共同整備施設新築工事における変更契約の概要

1 施設周辺外構工事

(1) 隨意契約の理由

十勝川流域下水道浄化センター汚水処理施設共同整備事業（MICS事業）において、効果促進事業として建設を予定している汚泥等受入投入施設については、事業目的の効率的な実現のため、北海道が基幹事業として設置する汚泥混合調整槽との一体施設により建設することとして随意契約しているところである。

そのため、当該施設に係る周辺外構工事についても、本組合施工部分である建設工事と同様に北海道に委託することにより、より効率的な施工が可能となることから、北海道との契約額を増額し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

(2) 契約予定者の決定日

平成29年5月18日

(3) 契約予定者

北海道十勝総合振興局長 梶田 敏博

(4) 増額契約予定金額

101,640,000円

2 工事完成予定日

平成30年2月28日